

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）

【特定技能制度における分野追加及び特定技能2号の対象分野追加並びに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に係る検討】

- 特定技能制度における新たな分野の追加については、当該分野での人手不足状況が深刻であること、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを前提に、適切な検討を行う。

特定技能2号については、現在、対象となっている建設及び造船・船用工業の2分野において、特定技能2号試験についての検討や実施を推進する。また、特定技能1号に係る12の特定産業分野のうち、既に対象となっている2分野及び介護分野を除く9分野【P】については、制度所管省庁及び分野所管省庁において、特定技能2号に追加するとともに【P】、分野所管省庁において、来年度以降、特定技能1号の在留の上限である5年を迎える1号特定技能外国人がいることを踏まえ、計画的に試験等を実施するなどし、同外国人が特定技能2号に円滑に移行できるよう制度を適切に整備・運用する。

技能実習制度及び特定技能制度は、法律に基づく検討の時期に差し掛かっていることから、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、令和4年12月から、両制度の在り方について議論が重ねられ、令和5年5月11日、議論を取りまとめた中間報告書が関係閣僚会議に提出された。中間報告書では、我が国における深刻な人手不足状況を踏まえ、外国人との共生を実現する社会の姿の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力のある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする観点から、両制度が直面する様々な課題を解決した上で国際的にも理解が得られるものとなるよう検討の方向性が示されている。

両制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすいものとするとともに、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、法務省及び厚生労働省は、中間報告書を踏まえ、その他の制度所管省庁及び分野所管省庁と連携し、以下のとおり検討することとし、さらに今後、有識者会議において取りまとめられる予定の最終報告書等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

- ・ 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方について

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、深刻な人手不足に対応するため、制度を見直して適正化を図った上で新たな制度との調和を図りつつ、引き続き活用していく方向で検討する。

- ・ 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制

度の対象職種の在り方を含む。)について

外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討する。

- ・ 受入れ見込数の設定等の在り方（特定技能制度における現行の取扱いを含む。）について

新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等の在り方は、例えば労使団体などの様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとするなど透明性や予見可能性を高める方向で検討する。

- ・ 転籍の在り方について

新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、労働者としての権利性をより高め、また、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、から、従来よりも転籍制限を緩和する方向で検討する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点到に留意する。

- ・ 管理監督や支援体制の在り方について

人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、優良な団体等のみが認められるようにするため、その要件をの厳格化するなどにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、とともに、優良な団体等にはインセンティブを与える方向で検討する。

外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引き続き活用する方向で検討する。

過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出国機関の排除や送出国機関の適正化に向けて、新たな制度においても、相手国との間で実効的な二国間取決め（MOC）を作成するなど、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組を強化する方向で検討する。

- ・ 外国人の日本語能力の向上に向けた取組について

就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける方向で検討する。

[法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省]《施策番号 137》

(参考) 総合的対応策 (令和 4 年度改訂)

- 特定技能制度に係る受入れ分野の追加については、分野所管省庁において、当該分野での人手不足状況が深刻であること、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを具体的に示し、法務省等の制度所管省庁において適切な検討を行う。

特定技能 2 号については、現在、対象となっている建設及び造船・舶用工業の 2 分

野において、特定技能2号試験の実施に向けた検討を推進する。その他の分野においては、特定技能制度施行後3年を経過し、在留者数も約6万5,000人（令和4年（2022年）3月末現在、速報値）に上っていることから、今後、分野所管省庁において、特定技能2号の対象分野の追加について、現場の意向や業界団体等の意見を踏まえつつ、引き続き検討を進める。

また、建設分野及び素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の業務区分の整理について、検討を進める。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による、大きな経済情勢の変化が生じているものと考えられることから、全特定産業分野の受入れ見込数の見直しを検討し、必要な対応を行う。

さらに、法務省は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則第18条第2項及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則第2条に基づき、特定技能制度及び技能実習制度に関する在り方の見直しに当たっては、両制度に係る幅広い関係者の多様な御意見・御指摘や両制度の実施状況等に関する情報収集・分析結果等を踏まえ、他の制度所管省庁及び分野所管省庁とともに、総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

〔法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省〕《施策番号139》